

。こうち人づくり広域連合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

平成20年10月20日

条 例 第 2 号

（ 目 的 ）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する第203条の規定に基づき、こうち人づくり広域連合議会議員（以下「議員」という。）の議員報酬及び費用弁償としての旅費の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。

（ 議員報酬の額及び支給方法 ）

第 2 条 議員報酬は、別表に定める額とし、その都度支給する。

（ 費用弁償 ）

第 3 条 議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 議員の旅費は、こうち人づくり広域連合職員の旅費に関する条例（平成14年こうち人づくり広域連合条例第17号）の規定の例による。

3 旅費の算出に当たっては、議員の勤務地又は居住地のいずれか合理的な算出基地によるものとする。

（ 費用弁償の支給方法 ）

第 4 条 議員の費用弁償として旅費の支給方法は、こうち人づくり広域連合職員に対する旅費の支給の例による。

附 則

（ 施行期日 ）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（ こうち人づくり広域連合議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 ）

2 こうち人づくり広域連合議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成14年こうち人づくり広域連合条例第14号）の一部を次のように改正する。

題名中「議会議員等」を「特別職の職員で非常勤のもの」に改める。

第 1 条中「第203条」を「第203条の2」に、「議会の議員その他特別職の職員で非常勤のもの（以下「議員等」という。）」を「特別職の職員で非常勤のもの（別に条例で定めるものを除く。（以下「特別職の職員」という。））」に改める。

第 2 条中「議員等」を「特別職の職員」に、「つど」を「都度」に改める。

第 3 条第 1 項中「議員等」を「特別職の職員」に改め、同条第 2 項中「議員等の費用弁償」を「特別職の職員の旅費」に、「により支給する」を「の例による」に改め、同条第 3 項中「算出基礎」を「算出に当たって」に、「議員等」を「特別職の職員」に、「住居地」を「居住地」に、「により支給する」を「によるものとする」に改める。

第 4 条中「議員等」を「特別職の職員」に改め、「費用弁償」の次に「として旅費」を加え、「、この条例に定めるもののほか」を削る。

別表議会の議員の部を削る。

別表（第2条関係）

区		分		報酬の額	
議 会 の 議 員		議 長	日 額	15,000円	
		副 議 長	日 額	10,000円	
		議 員	日 額	10,000円	